

北海道告示第11206号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年8月28日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管分 その11)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 こどもの安心・安全対策緊急支援事業（認可外保育施設分） 認可外保育施設における子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図ることを目的として、予算の範囲内で補助する。	社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人及び営利法人等			保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する書類	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する書類	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局の保健環境部社会福祉課		
(1) 送迎用バスの安全装置の設置を行う事業		送迎用バスの安全装置の設置を行う事業に必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む。） リース料、導入費用	定額 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）					
(2) ICTを活用した子どもの見守りに必要		ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行	5分の4以内					

<p>な機器の導入を行う事業</p>		<p>う事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む。）リース料、導入費用</p>	<p>（寄附金その他の収入があるときは、補助金等の額の算定にあたり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>					
<p>(3) 登園管理システム機器を導入する事業</p>		<p>登園管理システム機器を導入する事業を実施するために必要なシステムの導入費用、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p>	<p>5分の4以内 （寄附金その他の収入があるときは、補助金等の額の算定にあたり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>					